

事業所からの 防災ラジオ申込受付を開始します



- ◆屋内受信機 280MHz 防災ラジオ
- ◇主な機能
 - ・市内全域でつながります。(外部アンテナ不要)
 - ・防災行政無線の放送内容を放送します。
 - ・AM/FMラジオ付き。(防災行政無線の放送優先)
 - ・家庭用電源と単三乾電池で使用できます。

◆対象者 市内に所在する事業所
※1事業所1台まで

◆利用負担金 1台5,000円

◆申込締切 令和4年1月24日(月)まで

- ◆申込方法 次の中から選択してください。
 - ①電話で申込み。
 - ②消防交通課窓口で申込み。

◆配布場所・配布時期 申込者に個別通知

- ◆注意事項
 - ◇申込みは先着順で、配布は1,000台までです。
 - ◇規定数到達後の申込みの方は次回の配布対象となります。

◎これまでのアナログ防災ラジオ向け放送は、最長でも令和4年11月までに終了します。

問 申 市消防交通課
☎43-2119 FAX43-4214

「令和4年下妻市消防出初式」開催

- ◆日時 令和4年1月9日(日)午前8時30分～
- ◆場所 市役所本庁舎 南側駐車場
- ※当日、午前7時にサイレンを鳴らしますので火災と間違わないようお願いいたします
- ※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合があります

問 市消防交通課 ☎43-2119 FAX43-4214

高齢者世帯の方へ エアコン購入費を助成します



防寒対策や熱中症予防のため、自宅にエアコンが1台もない高齢者のみの世帯に対し、エアコンの購入費用および設置費用の一部を助成します。

- ◆対象者 次の①～⑤全てに該当する世帯
 - ①自宅にエアコンが無い、または故障して1台も動かない
 - ②下妻市に住民登録があり、在宅で生活している
 - ③令和3年度中に世帯員全員が65歳以上になる
 - ④世帯員全員が市税を滞納していない
 - ⑤世帯員全員が市民税非課税である
- ※借家の場合は、エアコンの設置について家屋所有者の承諾が必要です

- ◆注意事項
 - 次に該当する場合は対象となりません。
 - ◇介護サービスの提供がある施設に入居している
 - ◇生活保護を受給している
 - ◇世帯分離していても、65歳未満の方または市民税が課税されている方と同居している

◆対象品
令和3年4月1日以降に設置した新品のエアコン
※1世帯1台まで、購入先は市内の販売店に限ります

◆助成額
購入・設置費用の半額(千円未満切捨て)
※上限5万円

◆申請期限 令和4年3月31日(木)まで

- ◆申請方法
申請書に必要書類(エアコンの購入日や購入場所のわかるもの、領収書など)を添えて、介護保険課(第二庁舎2階)に提出してください。
※申請書は、窓口で配布しています

問 申 市介護保険課
☎45-8123 FAX30-0011

確定申告などの際の障害者控除対象者の認定書を交付します

65歳以上の方で精神または身体に障害のある方は、障害者手帳などの交付を受けていなくても障害者に準ずるものとして市町村長などの認定を受ければ、確定申告および住民税申告の際の障害者控除の対象となります。

介護保険の要介護などの認定を受けている方は、その調査記録などをもとに障害者控除対象者認定基準により審査・判定を行い、該当する場合には「障害者控除対象者認定書」を交付していますので、必要な方は申請してください。障害者手帳の交付を受けている方は、その手帳により障害者控除の対象となりますので、申請の必要はありません。

◆認定基準

認定区分	障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)	認知症高齢者の日常生活自立度
特別障害者に準ずる	◇一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する。 ◇屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。	◇著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。 ◇日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。 ◇日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
障害者に準ずる	◇屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない。	◇日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
非該当	◇何らかの障害を有するが、日常生活はほぼ自立しており、独力で外出する。	◇何らかの症状を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。

◆認定基準日 所得税申告の対象となる年の12月31日(基準日)での判定となるため、基準日に有効である要介護認定結果の「認定調査票」または「主治医意見書」をもとに認定します。

◆受付場所 市役所第二庁舎 2階 介護保険課
※申請者の印鑑を持参してください



問 <認定書関係>市介護保険課 ☎43-8338 FAX30-0011
<税控除関係>市税務課 ☎43-8192 FAX44-9411

確定申告などの際のおむつ代の 医療費控除用書類を発行します

確定申告や住民税申告の際に、おむつ(紙おむつなど)代を医療費控除の対象とする場合は、おむつ代の領収書と医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要となります。介護保険の要介護などの認定を受けている方は、「おむつ使用証明書」の代わりに「市が主治医意見書の内容(寝たきり度、尿失禁の有無など)を確認した書類」でも認められていますので、必要な方は申請をお願いします。

※「市が主治医意見書の内容を確認した書類」の発行は、おむつ代の医療費控除を受けるのが**2年目以降**に限ります。初めておむつ代の医療費控除を受ける方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要となります
※主治医意見書の内容によっては、確認書の発行ができない場合があります

◆受付場所 市役所第二庁舎 2階 介護保険課
※申請者の印鑑を持参してください

問 <確認書関係>
市介護保険課
☎43-8338 FAX30-0011
<税控除関係>
市税務課 ☎43-8192 FAX44-9411

第三者行為でけがをしたときは 届け出が必要です

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入の方が、交通事故など第三者から受けたけがについて、保険証を使用して治療を受ける場合は届け出が必要です。保険年金課へご連絡ください。

- <第三者行為とは>
- ◆相手がいる交通事故
 - ◆傷害事件に巻き込まれた
 - ◆他人の犬に噛まれた など

<このような場合にも届け出が必要です>

- ◆同乗中の自損事故
- ◆自身の過失が大きい事故
- ◆相手が不明な事故

- <保険証が使えないとき>
- ◆通勤中や業務上の負傷(労災保険の対象となります)
 - ◆飲酒運転や無免許運転
 - ◆けんかや泥酔による負傷

問 市保険年金課
保険年金係 ☎45-8124 FAX43-2933
医療福祉係 ☎43-8326 FAX43-2933

ご存知ですか 医療福祉費支給制度(マル福)

医療福祉費支給制度(マル福)は、一定の条件を満たす方が医療保険を使って医療機関などにかかった医療費(保険適用分)の一部を公費で助成する制度です。

※この制度には、所得制限があり、非該当となる場合があります

【対象者】

◆小児
0～18歳の年度末までの方(中学生・高校生はひとり親区分優先)

◆妊産婦
母子手帳の交付を受けた方(原則、産婦人科での保険適用受診のみ利用可能)

◆ひとり親
◇18歳未満の児童または20歳未満の障害児もしくは高校在学者を監護している父子家庭の父とその子および母子家庭の母とその子
◇父母のいない児童。その児童を養育している配偶者のない男子および女子または婚姻したことのない男子および女子
◇父もしくは母が重度障害者である母子もしくは父子など

◆重度心身障害者
◇身体障害者手帳1・2級に該当の方
◇身体障害者手帳3級に該当の方でその障害名が心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸またはヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能障害とされる方
◇療育手帳の判定がAまたはAの方
◇障害基礎年金1級の方
◇身体障害者手帳3級かつ療育手帳の判定がBの方
◇特別児童扶養手当1級の方
◇精神障害者保健福祉手帳1級の方
※65歳以上で一定の障害のある方は、後期高齢者医療制度への加入が必要となります

◎まだ申請をしていない方、保険証などの変更があった方は、保険年金課(本庁舎1階)で手続きをしてください。また、ひとり親に該当する方で、所得超過により児童扶養手当を受給していない方は保険年金課でご相談ください。

問 市保険年金課 ☎43-8326 FAX43-2933

傷病手当金を支給します(適用期間の延長) ～国民健康保険・後期高齢者医療制度～

新型コロナウイルス感染症に感染したなどにより、働くことができなくなった国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している被用者の方に、傷病手当金を支給します。

◆支給対象者
次の(1)から(3)のすべてに該当する方
(1)国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者である方
(2)雇用されていて給与などの支払いを受けている方
(3)新型コロナウイルス感染症に感染(発熱などの症状があり感染が疑われる場合も含む。)し、療養のため働くことができない方

◆支給額(日額)
$$\frac{\text{直近の継続した3月間の給与収入の合計額}}{\text{就労日数}} \times 2/3$$

※休業期間中に傷病手当金より多い給与などを受けることができる場合は、傷病手当金は支給されません
※傷病手当金の額より給与などの額が少ない場合は、その差額が支給されます
※支給額(日額)には上限があります

◆適用期間
令和2年1月1日から令和4年3月31日までの間で、療養のため働くことができない期間

◆申請方法
保険年金課(本庁舎1階)または市ホームページからダウンロードした申請書類により申請ください。

問 市保険年金課
国民健康保険 ☎45-8124 FAX43-2933
後期高齢者医療 ☎43-8326 FAX43-2933

停電事故防止にご協力を

近年、送電線に農業用ビニールなどが付着する事故が発生しています。
風のある日は農業用ビニールの状態を点検するなど、舞い上がり防止にご協力をお願いします。
農業用ビニールなどが舞い上がり、送電線に付着してしまった場合は、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンターへご連絡ください。

問
東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター
☎0120-995-007 FAX029-254-5094

新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の(1)または(2)に該当する場合は、申請により国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免を受けることができます。

◆対象者
(1)主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方
(2)主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」という)の減少が見込まれ、次の(ア)～(ウ)の全てに該当する方
(ア)事業収入等のいずれかの減少見込額が令和2年中における当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
(イ)令和2年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。
(ウ)減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和2年中の所得の合計額が400万円以下であること。
※非自発的失業者の保険税軽減制度の対象となる場合は、今回の措置の給与収入減少に伴う減免には該当しません

◆対象となる国民健康保険税・後期高齢者医療保険料
令和3年度分の国民健康保険税または後期高齢者医療保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。

◆申請方法
保険年金課(本庁舎1階)または市ホームページからダウンロードした申請書類により申請ください。

◆申請期限 令和4年3月31日(木)まで

問 **申** 市保険年金課
国民健康保険 ☎45-8124 FAX43-2933
後期高齢者医療 ☎43-8326 FAX43-2933

みんなの研ぎやさん『会員』募集

みんなの研ぎやさんでは一緒に活動をしてくれる会員を募集しています。地域の方を笑顔にするボランティア活動をしてみませんか。刃物研ぎ会場やお電話にてお気軽にお問い合わせください。

問 **申**
下妻市ボランティアセンター(下妻市社会福祉協議会)
☎44-0142 FAX44-0559

新型コロナウイルス感染症の影響による 介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の(1)または(2)に該当する場合は、申請により介護保険料の減免を受けることができます。

◆対象者
(1)新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方
(2)新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」という)の減少により、次の要件(ア)および(イ)いずれにも該当する方
(ア)事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額)が令和2年中の当該事業収入額等の10分の3以上であること。
(イ)減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和2年中の所得の合計額が400万円以下であること。

◆減免対象期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

◆申請方法
介護保険課(第二庁舎2階)で申請書および収入の減少が分かる書類により、申請してください。

◆申請期限 令和4年3月31日(木)まで

問 **申** 市介護保険課
☎45-8122 FAX30-0011

ごみ(廃棄物)の野外焼却は禁止

家庭ごみ、雑草、枝・葉、野菜くず、店舗や会社から出たごみを野外で燃やさないでください。煙や臭いで周辺の生活環境に悪影響が出ています。
野焼きは「廃棄物処理法」で一部の例外を除いて禁止されています。
※屋外での煮炊きやバーベキュー、燻炭作りなどの際には、近隣住民の方に配慮をお願いします

問 市生活環境課 ☎43-8234 FAX44-7833
休日や夜間の場合
110番または下妻警察署 ☎43-0110
火災の危険がある場合
119番または下妻消防署 ☎43-1551



発行◆下妻市役所 [〒304-8501 下妻市本城町二丁目22番地] 編集◆秘書課
市役所へのお問い合わせは ☎0296-43-2111(代) FAX0296-43-4214(代)
HP <https://www.city.shimotsuma.lg.jp/>

皆さんの意見をお聞かせください ～パブリックコメント～



市では、下妻駅周辺地区都市再生整備計画事業の事後評価にあたり、案を公表し皆さんの意見を聞くパブリックコメントを実施します。

◆募集期間 令和4年1月7日(金)～28日(金)

◆閲覧場所
市ホームページ、市役所第二庁舎 2階 都市整備課、千代川庁舎1階 ぐらしの窓口課

◆募集対象
◇市内在住・在勤・在学している方
◇市内に事務所または事業所を有する個人および法人、その他の団体

◆意見の提出方法
所定の様式にご記入の上、郵送・FAX・電子メールまたは都市整備課へご持参ください。(電話・口頭での受付は行いません)

◆意見の取扱い
意見の概要およびこれに対する市の考え方をホームページなどで公表する予定です。(個人を特定する情報は公表しません)また、個別回答は行いません。

問 申 市都市整備課
☎45-8128 FAX 43-2945
✉toshikeikaku@city.shimotsuma.lg.jp

都市計画案の縦覧を行います

市では、都市計画マスタープランの一部改訂にあたり、都市計画案の縦覧を行います。案に対しご意見のある方は、縦覧期間中、意見書を提出することができます。

◆縦覧期間 令和4年1月12日(水)～26日(水)
◆縦覧場所 市役所第二庁舎 2階 都市整備課
◆意見書の提出方法
縦覧場所にある意見書に必要事項を記載の上、都市整備課へ持参または郵送にて提出してください。
◆提出期限 令和4年1月26日(水)まで

問 市都市整備課 ☎45-8128 FAX 43-2945

クリーンポート・きぬ 年末年始のごみ直接搬入



◆搬入可能日
ごみの直接搬入ができる日は、○印の日です。

日	月	火	水	木	金	土
					12/24	25
					○	【※】
26	27	28	29	30	31	1/1
休	○	○	○	休	休	休
2	3	1/4(火)から通常どおり				
休	休					

◇受付時間 ・午前9時～11時45分
・午後1時～4時30分
◇搬入可能ごみ 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ
【※】12月25日(土)は、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」のみの搬入となります。受付終了時間は、午後4時までです。

◆注意事項
◇上記期間は混雑が予想されますので、早めに搬入してください。
◇可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは必ず分別してください。
◇ごみ搬入時の車両は、構内渋滞および事故防止のため、2t積載車までとし、必ずシートなどをかけてください。
◇新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用をお願いします。

問 クリーンポート・きぬ
☎43-8822 FAX 43-8825

年末のくみ取りはお早めに

年末は、くみ取り(特に浄化槽)の依頼が集中し、応じきれない場合もありますので、早めに許可業者に依頼してください。

◆し尿の受入業務休止期間
12月29日(水)～令和4年1月3日(月)

問 し尿処理施設「城山公苑」
☎0297-43-7221
FAX0297-43-7212



事業主の方へ 償却資産の申告をお願いします

会社や個人で工場や商店、農業を営んでいる方や、駐車場やアパートを貸し付けている方が、市内に償却資産をお持ちの場合は、毎年1月1日現在の資産所有状況を市長あてに申告する必要があります。また、法人の廃業などにより償却資産がなくなった場合にも減少の申告が必要です。

令和4年度分の償却資産の申告期限は令和4年1月31日(月)ですので、期限内の申告をお願いします。

※虚偽の申告をしたり、正当な理由なくして申告をしなかった場合には地方税法の規定により罰せられることがあります

◆償却資産とは
固定資産税における償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産で、法人税法または所得税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産をいいます。
具体的には次のものなどが事業用資産です。
・個人や会社で工場や商店、事務所などを営んでいる場合の機械類、事務機器類など
・不動産賃貸業(駐車場やアパートなどの貸付業)を営んでいる場合のアスファルト舗装、植栽などの外構工事
・飲食業を営んでいる場合の厨房用品、レジスター、看板など

問 市税務課 ☎43-8193 FAX 44-9411

未就学児の保護者の方へ ふるさと交流館リフレこかいで遊ぼう

多目的ホール無料開放デーを設けました。室内遊具をご用意し、お待ちしております。ぜひご利用ください。

◆開催日
令和4年1月6日(木)、10日(月・祝)、13日(木)、17日(月)、24日(月)、31日(月)
◆開催時間 午前9時～正午
◆利用規則
原則、保護者1人につきお子さまは2人まで

※ご来場の際は、必ず保護者の方の同伴をお願いします。詳細は、お問い合わせください
※当日はマスクの着用と入場時の検温にご協力ください
※新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる場合があります

問 ふるさと交流館リフレこかい(休館日:水曜日)
☎30-0070 FAX 48-6311

太陽光発電設備を設置した方へ

◆償却資産としての申告
太陽光パネルなどを設置して売電する場合、設置した太陽光パネルなどの設備は固定資産税(償却資産)の課税対象となりますので、令和4年1月31日(月)までに償却資産の申告をお願いします。申告が必要となる方は次のとおりです。

設置者	10kW以上の太陽光発電設備	10kW未満の太陽光発電設備
個人(住宅用)	申告が必要	申告は不要
個人(事業用)、法人	申告が必要	

◆太陽光発電設備の特例
令和3年のうちに新たに太陽光発電設備を設置した方で、次に該当する方は地域決定型地方税制特例措置(通称：わがまち特例)の適用を受けることができますので、ご確認ください。

対象資産	自家消費型太陽光発電設備(再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が、ひとつの需要先の年間消費電力量の範囲内である設備)
取得時期	平成30年4月1日～令和4年3月31日
課税標準の特例割合	・発電出力が1,000kW未満のもの → 2/3 ・発電出力が1,000kW以上のもの → 3/4
適用期間	課税の年度から3年度分
固定価格買取制度(FIT)の認定	認定を受けたものは特例不可
再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助	補助を受けていることが特例の認定に必要な

問 市税務課 ☎43-8193 FAX 44-9411

不要になった スプレー缶・カセットボンベ缶の ガス抜きと排出方法



スプレー缶・カセットボンベ缶は中身を必ず使い切った後、風通しの良い屋外で専用工具もしくは代用可能な物を使用し、穴を開けてから「不燃ごみ」として出してください。

誤ったガス抜きの方法や排出が原因によるケガや住宅の火災、収集車の荷室内での火災が発生することがあります。

安全な方法で、必ず穴を開けてから排出してください。

問 市生活環境課 ☎43-8289 FAX 44-7833

インフルエンザ予防接種はお済みですか～接種費用の助成は令和4年1月31日まで～

令和3年度のインフルエンザワクチンは全国的に昨年度の約7割程度しか供給されていません。各医療機関でのワクチンの在庫状況は日々変化します。また、医療機関によっては、接種対象者の条件などを設けている場合があります。接種を希望する場合は医療機関へ直接お問い合わせください。

- ◆助成対象期間 令和4年1月31日(月)まで
- ◆接種対象者および助成金額



対象者	助成金額(1回につき)	助成回数
接種日に65歳以上の方(※)	2,000円	1回
【小児】生後6カ月～13歳未満の方	2,000円	2回
【小児】13歳～中学3年生相当年齢の方	2,000円	1回

※60歳以上65歳未満の方のうち、心臓、じん臓、または呼吸器の機能に障害を有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する方を含む

- 【接種日に65歳以上(※)の方】
- 対象者には9月末に接種券を送付してあります。必ず送付された接種券と保険証を医療機関に持参し接種を受けてください。接種券を紛失してしまった場合は、保健センターで再発行の申請をしてください。
 - 実施医療機関は市内指定医療機関および県内の協力医療機関です。
 - 令和4年1月に65歳になる方へ**
⇒助成対象は接種日に65歳以上の方となりますので、誕生日以降に接種してください。

- 【小児】
- 1歳未満の乳児については、十分な免疫をつけることが困難とされていますので、接種を希望する保護者の方は、医師とよくご相談ください。実施医療機関は市内指定医療機関です。接種券はありませんので、事前に医療機関に予約の上、保険証・母子健康手帳を持参し接種を受けてください。

※市外医療機関での接種を希望する方で助成を受けたい方は申請が必要です。医療機関に行く前に保健センターへご連絡ください。

- 【予防接種を受ける皆さまに】
- 事前に予防接種を受ける医療機関へ予約をしてから、接種してください。
 - 接種当日は体温測定を行い、マスク着用の上、医療機関へ行きましょう。

問 市保健センター ☎43-1990 FAX44-9744

家庭の水道設備の凍結防止対策にご協力を

寒くなって気温が低下すると水道管やメーターが凍り、断水や破裂することがあります。

- ◆水道管が凍りやすい場所
- ◇水道管が「むき出し」になっている場所
- ◇日の当たらない場所
- ◇風当たりの強い場所



- ◆もし凍結してしまったら
蛇口が凍ってしまった場合はタオルなどをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけてください。※急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破裂することがありますので注意してください

- ◆家庭でできる凍結防止対策
- ◇「むき出し」になっている水道管は、直接外気に触れないよう保温材を巻き付け、ひもで縛って固定し、その上から保温材が濡れないようにビニールテープなどで隙間なく重ねて巻いてください。
- ※保温材は市販されているものの他に毛布、発泡スチロールなどでも代用できます
- ◇メーターが入っているボックスの中に、発泡スチロールを細かく砕いたものや布切れなどを濡れないようにビニール袋に入れて、メーターを保護するようにしてください。

- ◆もし破裂してしまったら
メーターが入っているボックスの中にある止水栓を閉めて、水を止めてから市の指定工事業者へ修理を依頼してください。メーターが凍結し破損した場合は、無料で交換しますので上下水道課にご連絡ください。
- ※市の条例により、緊急の工事であっても市の指定を受けていない業者が水道工事をすることはできません。必ず市指定工事業者であることを確認してから工事を依頼してください

問 市上下水道課 ☎44-5311 FAX44-5312

堤防整備工事にご協力を

鬼怒川堤防の整備工事を実施します。工事期間中は、**終日全面通行止め**の交通規制を実施します。

- ◆工事期間 令和4年1月上旬～2月下旬(予定)
- ◆通行止め箇所 次の図のとおり



問 国土交通省 下館河川事務所 鎌庭出張所
☎0297-42-2644 FAX 0297-42-0837

県立水戸産業技術専門学院総合実務科 令和4年度前期『入学生』募集

- ◆訓練期間 令和4年4月8日(金)～9月22日(木) (6カ月)
- ◆授業料 無料(作業服代などは別途実費負担)
- ◆訓練内容
OA実技、販売、清掃実技、生活習慣の確立やコミュニケーション能力を高める社会適応訓練、企業での実習
- ◆募集人数 10人
- ◆対象者
軽度の知的障害者(療育手帳を所有する方または公的機関でこれと同等と判断された方)
- ◆募集期間 令和4年2月7日(月)まで
- ◆選考会場
県立水戸産業技術専門学院(水府町校舎)
- ◆応募先 最寄りのハローワーク

問 県立水戸産業技術専門学院 総合実務科
☎029-300-5221 FAX 029-300-5222

堤防道路の舗装工事にご協力を

小貝川堤防道路の舗装工事を実施します。工事期間中は、**終日全面通行止め**の交通規制を実施します。



- ◆工事期間 令和4年1月下旬～3月中旬(予定)
- ◆通行止め箇所 次の図のとおり



問 国土交通省 下館河川事務所 水海道出張所
☎0297-22-0245 FAX 0297-22-3921

フィットネスパーク・きぬ(ほっとランド・きぬ) リニューアル工事に伴う全面臨時休園

フィットネスパーク・きぬでは、リニューアル工事やプールの水入替え、清掃、機械設備点検などに伴い全面臨時休園します。ご理解ご協力をお願いします。

- ◆臨時休園日
12月28日(火)～令和4年3月31日(木)

※公園のご利用もできません
※館内およびグラウンドゴルフ会員券の期間は延長します

問 ほっとランド・きぬ
☎30-4126 FAX 45-0460

市立図書館 開館カレンダー/1月

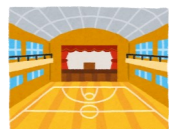


日	月	火	水	木	金	土
						1 休館
2 休館	3 休館	4 休館	5	6	7	8
9	10	11 休館	12	13	14	15
16	17 休館	18	19	20	21	22
23	24 休館	25 休館	26 休館	27 休館	28	29
30	31 休館					

- ※1月1日(土)から4日(火)まで年始および館内整理のため休館
- ※1月10日(月)は、祝日のため午後5時まで開館
- ※1月11日(火)は、臨時休館日
- ※1月25日(火)から27日(木)まで館内整理日のため休館
- ※新型コロナウイルス感染症の影響により開館・利用状況が変更となる場合があります

問 市立図書館 ☎43-8811 FAX 43-8855

「市立総合体育館」貸出再開



下妻市立総合体育館において実施していた、新型コロナウイルスワクチン集団接種が終了したことにより、令和4年1月から施設の貸し出しを再開します。

- ◆貸出再開日 令和4年1月5日(水)
- ◆利用申請 総合体育館において随時受付中
- ◇受付時間 午前8時30分～午後5時
- ◇休館日 月曜日、月曜日が祝日の場合その翌日

※利用の際は、市ホームページより、体育施設(屋内・屋外)の利用条件をご確認ください
※新型コロナウイルス感染症の影響により、今後、施設の閉鎖や、利用条件が変更となる場合があります

問 市生涯学習課 ☎45-8997 FAX 43-3519

ふるさと博物館 開館カレンダー/1月

日	月	火	水	木	金	土
						1 休館
2 休館	3 休館	4 休館	5	6	7	8
9	10	11 休館	12	13	14	15
16	17 休館	18	19	20	21	22
23	24 休館	25	26	27	28	29
30	31 休館					

※新型コロナウイルス感染症の影響により開館・利用状況が変更となる場合があります

問 ふるさと博物館 ☎44-7111 FAX 44-7115

市立図書館20周年記念 冬のよむよむキャンペーン 「読書マラソン」開催



市立図書館では、読書マラソンを開催しています。図書館カウンターで「読書スタンプカード」をもらってスタンプを集めてください。

- ◆対象者 幼稚園保育園年中(平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ)から大人まで
- ◆開催期間 令和4年3月31日(木)まで
- ◆実施方法
 - ①市立図書館総合案内カウンターで「読書スタンプカード」を受け取る。
 - ②本(コミック、雑誌を除く)を読んでスタンプを集める。
 - ※スタンプは1冊につき1個となります
 - ③20個集めたら、カードの右側に「ひとこと」を書く。カードの「ひとこと」と引き換えにプレゼントをお渡しします。

問 申 市立図書館 ☎43-8811 FAX 43-8855

1月および2月のマイナンバーカード(個人番号カード)の窓口交付日

マイナンバーカード(個人番号カード)を申請した方には、概ね1カ月程度で「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(はがき)」を封書(ピンク)にて送付しています。

マイナンバーカードの受け取りでは、木曜の時間外および休日を希望する場合は、予約が必要です。インターネットまたは専用ダイヤル(☎45-8129)にて予約をしてから、受け取りをお願いします。

※交付および申請補助サービスの日程は、新型コロナウイルスの影響により変更となる場合があります

1月のマイナンバーカード交付日カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
						1 ×
2 ×	3 ×	4 ●	5 ●	6 ▲	7 ●	8 ×
9 ×	10 ×	11 ●	12 ●	13 ▲	14 ●	15 ■
16 ×	17 ●	18 ●	19 ●	20 ▲	21 ●	22 ×
23 ★	24 ●	25 ●	26 ●	27 ▲	28 ●	29 ×
30 ×	31 ●					

2月のマイナンバーカード交付日カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
		1 ●	2 ●	3 ▲	4 ●	5 ×
6 ★	7 ●	8 ●	9 ●	10 ▲	11 ×	12 ×
13 ×	14 ●	15 ●	16 ●	17 ▲	18 ●	19 ■
20 ×	21 ●	22 ●	23 ×	24 ▲	25 ●	26 ×
27 ×	28 ●					

- 【交付時間】
- =平日日中 午前8時30～午後5時15分
 - ▲=平日時間外交付日(要予約) 上記に加え、午後5時20分～7時
 - =休日交付日(要予約) 午前9時～正午、午後1時20分～5時
 - ★=休日交付日(要予約)・申請補助サービス 午前9時～正午、午後1時20分～5時
- ※カード申請補助サービスは午前9時から11時30分まで実施します
×=カード交付・申請補助サービスは行いません



問 申 市民課 ☎43-8196 FAX 43-2933

ポトルイン・ひなまつり講座 『受講者』募集



びんの中に、可愛い花とおひなさまを飾ります。生花の色が半永久的に保てます。リビングや玄関に飾りませんか。

- ◆日時 令和4年2月5日、19日 各回土曜日 各日午前10時～正午
- ◆場所 勤労青少年ホーム 集会室[砂沼新田15]
- ◆受講資格 市内在住・在勤の成人の方
- ◆定員 10人
- ◆受講料 500円(別途材料代などの費用負担があります)
- ◆申込締切 1月21日(金)まで
- ※定員になり次第締め切り
- ◆申込方法 来館にて申込みください。
- ※応募者が5人以下の場合は、中止となる場合があります
- ※施設の新型コロナウイルス対策にご協力をお願いします

問 申 勤労青少年ホーム ☎43-7423 FAX 45-0520 午前9時～午後5時 ※休館日(月曜日と祝日の翌日)を除く

『第46回ちびっこ探検学校ヨロン島』参加者募集

公益財団法人国際青少年研修協会では「第46回ちびっこ探検学校ヨロン島」の参加者を全国より募集しています。この事業は、沖縄に近い南の島「ヨロン島」の美しい自然の中での共同生活や、さまざまな野外活動を通じて友達づくりの楽しさを知り、お互いに協力し助け合い、積極的にチャレンジする心を養うことを目的としています。

今度の春休みは、思い出に残る楽しい体験をしに暖かな南の島「ヨロン島」に行きませんか。

- ◆期間 令和4年3月27日(日)～4月2日(土)
- ◆場所 鹿児島県大島郡与論町
- ◆定員 日本人小学生90人、外国人小学生20人(小学2～6年生：令和4年2月末)
- ◆参加費 出発地により参加費は異なります。水戸駅発の場合：152,000円
- ◆申込締切 令和4年3月7日(月)まで

問 公益財団法人 国際青少年研修協会 ☎03-6825-3130 FAX 03-3981-2712